



# 三重県公報

令和2年2月18日 (火)

第 81 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
2	健康増進法施行細則の一部を改正する規則	(健康づくり課)	2
<b>告 示</b>			
79	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	2
80	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	( 同 )	3
81	特定第1号漁業者の同意が要件に適合している旨	(漁業環境課)	3
82	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	4
83	同件	( 同 )	4
<b>公 告</b>			
	令和2年度三重県学校給食用牛乳供給事業者の公表	(畜産課)	4
	土地改良区監事及び清算人の退任の届出	(農地調整課)	5
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	5
	公共測量が終了した旨の通知	( 同 )	5
	同件	( 同 )	6
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	6
	同件	( 同 )	6
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(教育委員会)	6

規 則

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年二月十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第二号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成十六年三重県規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特別用途食品等の収去）</p> <p>第八条 食品衛生監視員は、<u>法第六十一条第一項</u>の規定により、特別用途食品を収去したときは、収去物品送付書を添え、直ちに知事に送付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>法第六十三条第二項</u>において準用する<u>法第六十一条第一項</u>の規定により<u>法第六十三条第一項</u>の承認を受けた食品を収去した場合について準用する。</p> <p>（報告）</p> <p>第九条 保健所長は、<u>法第四十三条第一項</u>の許可を受けて特別用途表示をする者が同条第六項の規定に違反し、又は虚偽の表示をしたときは、前条第一項の収去物品送付書にその旨を記載し、直ちに知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>法第六十三条第一項</u>の承認を受けて特別用途表示をする者に準用する。この場合において、「同条第六項」とあるのは「<u>法第六十三条第二項</u>において準用する<u>法第四十三条第六項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 保健所長は、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をする者が、<u>法第六十五条第一項</u>の規定に違反して表示をしたときは、直ちに知事に報告しなければならない。</p>	<p>（特別用途食品等の収去）</p> <p>第八条 食品衛生監視員は、<u>法第二十七条第一項</u>の規定により、特別用途食品を収去したときは、収去物品送付書を添え、直ちに知事に送付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>法第二十九条第二項</u>において準用する<u>法第二十七条第一項</u>の規定により<u>法第二十九条第一項</u>の承認を受けた食品を収去した場合について準用する。</p> <p>（報告）</p> <p>第九条 保健所長は、<u>法第二十六条第一項</u>の許可を受けて特別用途表示をする者が同条第六項の規定に違反し、又は虚偽の表示をしたときは、前条第一項の収去物品送付書にその旨を記載し、直ちに知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>法第二十九条第一項</u>の承認を受けて特別用途表示をする者に準用する。この場合において、「同条第六項」とあるのは「<u>法第二十九条第二項</u>において準用する<u>第二十六条第六項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 保健所長は、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をする者が、<u>法第三十二条第一項</u>の規定に違反して表示をしたときは、直ちに知事に報告しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第79号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

令和2年2月18日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 登録年月日及び登録番号



**三重県告示第 82 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出（駐車場の位置及び収容台数等）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 2 年 2 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホンダカーズ三重U—S e l e c t 津みなみ  
津市高茶屋小森上野町字小森川 1098 番ほか
- 2 津市から聴取した意見  
騒音及び振動について、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 2 条及び振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 2 条で規定する特定施設並びに三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）第 2 条で規定する指定施設を設置する場合は必要な届出を行うとともに敷地境界における騒音等を検証し、法令等に定める排出基準を遵守すること。
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 2 年 2 月 18 日から同年 3 月 18 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 83 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗の名称及び所在地並びに大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 2 年 2 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジョーシン松阪店  
松阪市久米町字長井 1174 番地 3
- 2 松阪市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 2 年 2 月 18 日から同年 3 月 18 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**公 告**

令和 2 年度三重県学校給食用牛乳供給事業者を決定しましたので、次のとおり公表します。

令和 2 年 2 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域	市 町 名	供 給 事 業 者
1	いなべ市及び東員町	有限会社四日市酪農
2	桑名市、木曾岬町、朝日町及び川越町	大内山酪農農業協同組合

3	四日市市	有限会社四日市酪農
4	鈴鹿市	大内山酪農農業協同組合
5	津市	大内山酪農農業協同組合
6	伊賀市及び名張市	日本酪農協同株式会社 滋賀工場
7	松阪市	大内山酪農農業協同組合
8	多気町及び明和町	大内山酪農農業協同組合
9	伊勢市、鳥羽市及び志摩市	大内山酪農農業協同組合
10	尾鷲市、熊野市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町及び紀宝町	大内山酪農農業協同組合

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項及び同法第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から監事及び清算人の退任の届出がありました。

令和 2 年 2 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

片野土地改良区（津市一志町片野 331 番地）

退任監事

津市一志町片野 241 番地

前 川 幹 夫

〃 〃 〃 772 番地

浦 川 宗 男

退任清算人

津市一志町片野 328 番地 3

今 西 孝 輝

〃 〃 〃 331 番地

近 藤 光

〃 〃 〃 252 番地

中 島 捨 男

〃 〃 〃 260 番地 2

中 島 修

〃 〃 〃 209 番地 3

近 藤 光 城

松阪市嬉野平生町 703 番地 1

松 本 治 夫

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和 2 年 2 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和 2 年 1 月 20 日から同年 3 月 23 日まで

3 作業地域

尾鷲市末広町、同市野地町、同市坂場町、同市宮ノ上町、同市北浦町、同市天満浦、同市向井、同市大曾根浦、同市行野浦、同市南浦、同市港町、同市須賀利町、同市坂場西町、同市倉ノ谷町、同市古戸野町、同市泉町、同市大滝町、同市光ヶ丘、同市新田町、同市矢浜 4 丁目、同市馬越町、同市北浦西町、同市北浦東町、同市座ノ下町、同市桂ヶ丘、同市矢浜岡崎町、同市矢浜真砂、同市矢浜大道、北牟婁郡紀北町河内、同町船津、同町相賀、同町便ノ山、同町小浦、同町引本浦、同町矢口浦、同町白浦及び同町島勝浦

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和元年 12 月 27 日に終了した旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和 2 年 2 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2 作業地域

津市大里地区、同市一身田地区、同市豊ヶ丘地区及び同市高野尾地区

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和元年 12 月 27 日に終了した旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和 2 年 2 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2 作業地域

津市片田久保町、同市片田井戸町、同市片田志袋町、同市片田新町、同市片田田中町、同市片田長谷町、同市片田長谷場町、同市片田薬王寺町、同市片田町、同市分部、同市産品、同市小舟、同市殿村及び同市美里町家所

---

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、鈴鹿市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 2 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

鈴鹿都市計画地区計画

道伯・稲生地区地区計画

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

---

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、名張市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 2 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

名張都市計画下水道

名張市公共下水道

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

## 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 2 年 2 月 18 日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

県有スクールバス用大型バス（ノンステップ） 1 台

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期間

令和 2 年 8 月 20 日（木）から同月 31 日（月）まで

- (4) 納入場所  
三重県立城山特別支援学校  
三重県津市城山一丁目5番29号
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を令和2年3月12日（木）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。
- なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 仕様・価格証明書
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局特別支援教育課 担当 遠藤  
電話 059-224-2961 ファクシミリ 059-224-3023
- (2) 契約条項を示す場所  
(1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法  
本公告日から令和2年3月30日（月）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知  
令和2年3月19日（木）17時までに通知します。

## (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和2年3月30日(月)14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和2年3月30日(月)14時30分

なお、入札書は令和2年3月23日(月)から同月30日(月)14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局特別支援教育課

案件名 県有スクールバス用大型バス(ノンステップ)購入

## (7) 開札の日時及び場所

日時 令和2年3月30日(月)14時45分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局特別支援教育課

## (8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、車両本体価格の100分の110に相当する金額にリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金及びフロン類料金)、情報管理料金及び資金管理料金を加算した額をもって、契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、車両本体価格の100分の110に相当する金額にリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金及びフロン類料金)、情報管理料金及び資金管理料金を加算した金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 6 その他

## (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。



## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

## (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

## (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし落札停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

## (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

## (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## (8) 当該競争入札の落札決定の効果は、予算発効時において生じます。

## 7 Summary

## (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

long-sized low-floor bus without a step

Quantity 1 (Shiroyama Special Needs School)

## (2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Monday, March 30, 2020.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, March 23, 2020 and 2:30 P.M. on Monday, March 30, 2020.

## (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:45 P.M. on Monday, March 30, 2020.

## (4) Managing Authority :

Special Needs Education Division, Mie Prefectural Board of Education

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2961

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---